

20. (Gno.64) 日中公法の比較研究

代表：通山 昭治

2012 年度（開始）

【研究の目的】

中国と日本の公法の比較研究を行う。

【研究活動及び成果】

総括

2024 年度第 1 回研究会では、下記のとおり、同年 9 月 3 日（火）の 13 時 30 分～17 時 30 分に比研共同研究室で森光「古代ローマの「監察」制度」と通山昭治「補足－古代中国の監察制度」、同「現代中国監察制度論」の報告が行われた（8 名参加、司会・森所員）。また第 2 回は 2025 年 1 月 27 日（月）のほぼ同時刻・同共同研究室で、石塚迅「中国の危機対応法制」、通山「続現代中国監察制度論」の報告が行われ（5 名参加、司会・森所員）、2 日間においてそれぞれ活発な討論がなされた。

記

2024 年度第 1 回「日中公法の比較」研究会

第 1 部 古代編

森光 所員 古代ローマの「監察」制度

Censor（「戸口総監」または「監察官」などと訳される）は、古代ローマの共和政期に存在し、帝政期になると事実上消滅した制度である。帝政前期以降に書かれた文献を収集するローマ法大全の中には、本制度についての記述はすくなく、本制度についての情報は、Cicero や Livius などの著作の中に断片的に伝わっている。

本報告では、こうした断片的情報をもとに再構成される Censor 職の全体を概観し、その形成の歴史についても素描した。その上で、この制度の背景には、兵員会(comitia Centuriata)の存在があり、さらには共通の守護神を信仰し、全市民の総意をもって都市国家の運営をしていくという共和政期ローマ特有の国家思想が存在したことを指摘した。

通山 昭治 補足－古代中国の監察制度（ローマとの比較と宋代・明代）附録のみ

附録 「典籍中的法治思想」全 7 回、第 7 回（「人心似鉄 官法如炉」、2024 年 8 月 9 日、CCTV12 社会与法、「法律講堂」文史版 湖南大学 蒋海松教授

（<https://tv.cctv.com/live/cctv12/index.shtml?spm=C28340.P2qo708Q1Led.S87602.79&stime=1723211400&etime=1723213500&type=lbacks>、最終閲覧日：2024 年 8 月 11 日）

古代中国の監察制度

現代中国の監察制度

古代ローマの「監察」制度

（蒋教授）③を一部修正

（通山）

（森所員）

①専門の監察機構がある

（国家）監察委員会

Censor(監察官)

②専門の監察法がある

監察法など

一連の慣習法による

③監察官の地位はもっとも高くはない

国家監察委主任は
政治局委員である

もっとも高い政務官である

（常務委員ではない）

④監察対象が広範である

すべてカバーする
（公職要員と関係のある要員）

すべてカバーする

第2部 現代編

通山

「現代中国監察制度論」

古代（近代以前の）中国の監察制度は、諫言と糾察という2つの柱からなっていた。前者には「民主」的な基礎があるといわれ、後者は弾劾とそれを超えて司法に越境する傾向性がみられた。近代以前は監察が司法を侵食したが、最終的には両者ともに行政の一部に吸収されていた。

そこで、孫文の「五権憲法」では、監察権を弾劾権に限定する発想がみられた。ところが、中国の現行の国家監察委員会には、ふたたび職務の違法における弾劾権を超えて、職務犯罪における起訴意見書の提出などで、検察院の量刑建議権、ひいては法院の量刑決定権など司法の権限を一部侵食するおそれがあると考えられる。

2024 年度第2回「日中公法の比較」研究会

石塚囑託研究所員（山梨大学） 「中国の危機対応法制」

普遍性と特殊性という視角から、中国の危機対応法制について論じた。一方において、中国も災害大国であり、防災・減災法制は諸外国と多くの共通項を有している。他方において、非立憲主義（反立憲主義）の憲法体制・憲法原理をとる中国では、「国家の安全」がイデオロギー・情念として危機管理法制を貫いている。

報告内容の構成は以下のとおりである。

はじめに

一、国家緊急権（1. 「戒厳」から「緊急状態」へ、2. フェーズの異なる二つの基本法）

二、戦争

三、大規模同時多発テロ

四、大規模自然災害

五、パンデミック

おわりに

通山

「続現代中国監察制度論」

旧ソ連から継承した党が幹部を管理する原則の残存が中国の現行の監察制度、ひいては司法制度の「近代化」の阻害要因の1つとなっている。

現代中国の監察制度では、それ以前の建国初期を含む1950年代計画経済期には旧ソ連のそれを行政監察として導入した。なおそれは国家よりも共産党の監察制度を中心にするものであった。その党の監察制度が唯一例外的に廃止されたのが「文革」期であった。

改革開放期の中国では、1986年に行政監察を再建しつつ、1993年以降の市場経済期には本来は禁じ手であるはずの党政「合署辦公」が採用された。ここでも党の監察が中心であることにかわりがなく、2018年以降の国家監察制度でもそれは変わらずに継承されている。そこで、監察法等と中国の刑法・刑事訴訟法との接続をとり上げた。

以上

口頭発表

前掲総括を参照。